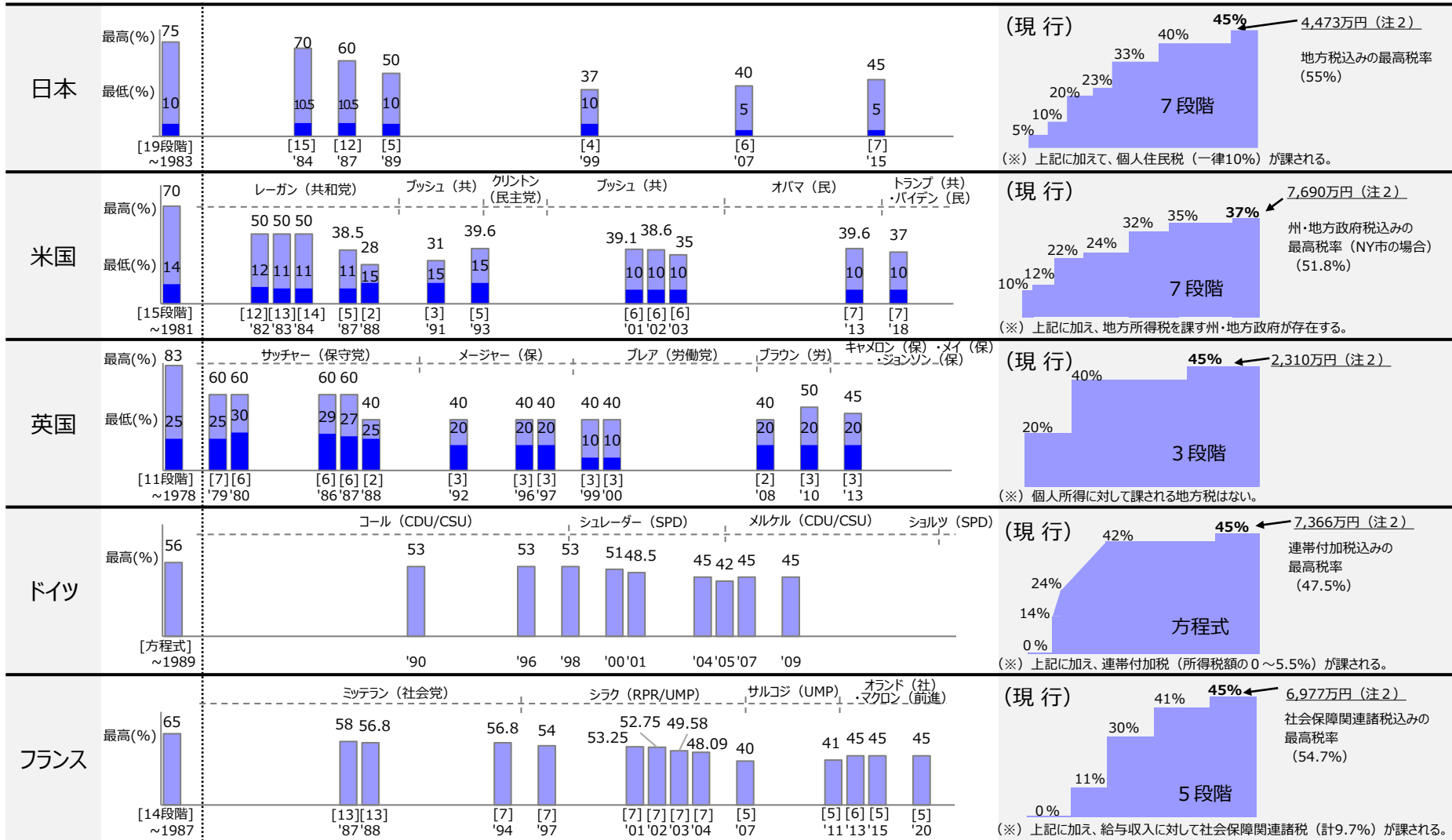


主要国における所得税率の推移の国際比較

(2022年1月現在)



(注1) 課税年度の途中で新しい税制が施行されている年も存在する。
 (注2) 夫婦2人の給与と所得者(片働き)の場合に、所得税(国税)の最高税率の適用が開始される給与収入金額(米国、ドイツは夫婦共同申告の場合)。モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。
 (注3) 日本については、2013年(平成25年)1月から2037年(令和19年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
 (注4) フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に所得控除等を足した額が一定額(単身者: 25万ユーロ(3,250万円)、夫婦: 50万ユーロ(6,500万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。
 (備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。